

平成 29 年 11 月 24 日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

議会運営委員会

委員長 関 矢 孝 夫

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 平成 29 年第 4 回魚沼市議会定例会について
(2) 閉会中の所管事務調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 11 月 24 日、委員会を開催し、平成 29 年第 4 回魚沼市議会定例会の運営等について協議した。
付議事件及びその取り扱い等については、別紙「平成 29 年第 4 回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。
また、急施事件については、定例会開催日前日までに受理した請願及び陳情は議長において取り扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。
その他で、エフエム魚沼での一般質問総集編放送日について協議した。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 平成 29 年第 4 回魚沼市議会定例会について

(2) 閉会中の所管事務調査について

(3) その他

2 日 時 平成 29 年 11 月 24 日 午前 10 時

3 場 所 広神庁舎 3 階 301 会議室

4 出席委員 志田 貢、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、関矢孝夫、本田 篤、
大屋角政、(森島守人議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 佐藤市長、森山総務課長、渡辺財政課長

7 書 記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

関矢委員長 定足数に達していますので、ただいまから、議会運営委員会を開会します。これより議事に入ります。

(1) 平成 29 年第 4 回魚沼市議会定例会について

関矢委員長 日程第 1、平成 29 年第 4 回魚沼市議会定例会についてを議題とします。(1) 付議事件について、執行部から説明を願います。

佐藤市長 市長の提出事件につきましては、それぞれ案件ごとに担当課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

渡辺財政課長 それでは、付議事件一覧表に従い補正予算関係の付議事件 6 件につきまして、ご説明いたします。付議事件番号 1 番から 6 番は、各会計の既決予算に、県人事委員会勧告に準拠した職員の給与改定と、職員の人事異動などに伴う職員給与費を中心として、追加、減額又は変更を加える予算の補正について、それぞれ議決をお願いするものであります。まず、事件番号 1 番の一般会計補正予算(第 6 号)の補正内容であります。歳入では、歳出予算に関連する国県支出金の追加のほか、財産収入として普通財産である市有地及び不用となった車両の売払収入、諸収入として 7 月の豪雨災害による県道災害復旧工事

で支障となったケーブルテレビ伝送路施設の仮移設の移転補償金を追加する一方、これまでの補正予算、第5号までに計上していた財政調整基金繰入金の減額、歳出では、先ほど申し上げた職員給与費の調整のほか、施設の修繕及び前年度療養給付費負担金の精算に伴う国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金、それから福祉関係法の改正に伴う総合行政システムの改修や、私立保育園への保育委託関係などの経費、学習指導要領の改訂に伴う情報教育機器の整備関係経費、後ほど説明があります有機センター堆肥に係る損害賠償金、豪雨災害復旧事業に係る職員給与費などを追加する一方で、事業費の確定見込みに伴う豪雨災害に係る廃棄物処理関係経費の減額、歳出予算の組み替えと財源内訳の変更が主な内容となります。

次に、事件番号2番の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の補正内容は、直営診療所施設勘定において、今ほどの一般会計の予算補正でも触れました施設の修繕に係る一般会計繰入金、これが歳入です。歳出では、入広瀬診療所の空調機器の修繕に係る経費を、それぞれ追加するものであります。

次に、事件番号3番の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補正内容は、歳入では、現年度分保険料及び前年度繰越金のほか、前年度療養給付費負担金の精算に伴う一般会計繰入金の追加、歳出では、前年度療養給付費負担金の精算に伴う広域連合への納付金の追加が、それぞれ主なものであります。

次に、事件番号4番から6番のガス事業会計補正予算（第1号）、水道事業会計補正予算（第1号）及び下水道事業会計補正予算（第1号）の補正内容は、いずれも、県人事委員会勧告に準拠した職員の給与改定と、職員の人事異動に伴う職員給与費について、それぞれ収益的収支予算又は資本的収支予算の支出予算に、それぞれ追加又は減額をするものであります。補正の関係は以上でございます。

森山総務課長　　続きまして、条例改正の部分について説明をさせていただきます。事件番号7番、魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員の育児休業について所要の改正を行うものであります。

事件番号8番、魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、平成29年度の新潟県人事委員会勧告、これが10月12日に勧告をされておりますが、これに準拠した一般職の給与改定に準じて行う、特別職の職員の期末手当支給月数の改定に合わせ、市議会議員の期末手当支給月数の改定を行うものであります。

次に、事件番号9番、魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、一般職の給与改定に準じて、特別職の期末手当の支給月数の改定を行うものであります。

次に、事件番号10番、魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正については、平成29年度の新潟県人事委員会勧告に準拠した、一般職の給与の改定を行うものであります。

次に、事件番号11番、魚沼市火災予防条例の一部改正については、防火対象物の違反に係る公表について、消防庁からの通知に伴い、本条例について所要の改正を行うものであります。

続きまして、12番、魚沼市営住宅条例等の一部改正については、国において公営住宅法及び関係政省令の一部改正が行われ、認知症患者等の入居者について収入申告義務の緩和

等がされたことに伴い、関係条例においても所要の改正を行うものであります。

次に、13番、魚沼市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正については、国における地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の規定に基づき、工業団地等の区域と緑地面積率等を見直したことに伴い、所要の改正を行うものであります。

渡辺財政課長　　続きまして、事件番号14番から17番につきましては、新規及び更新予定の4件、5施設に係る指定管理者の指定についてであります。これらにつきましては、それぞれ指定希望団体から申請を受け、指定管理者選定委員会において委員による施設の視察を行うとともに、各団体からの説明を受けて審査を行い、それぞれ指定管理者の候補者に選定したものであり、これらを指定管理者として指定するために、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、それぞれ議決をお願いするものであります。

森山総務課長　　続きまして、事件番号18番から20番までは関連がありますので、一括して説明させていただきます。

事件番号18番、小千谷市、魚沼市教育に関する事務の一部の事務の委託の廃止について、19番、南魚沼市、魚沼市教育に関する事務の一部の事務の委託の廃止について、及び20番、湯沢町、魚沼市教育に関する事務の一部の事務の委託の廃止については、魚沼・小千谷地域理科教育センターが平成30年3月31日をもって廃止することに伴い、小千谷市、南魚沼市及び湯沢町から委託を受けた教育に関する事務の一部の事務の委託を廃止することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に21番、人権擁護委員候補者の推薦については、12名の委員のうち1名が平成30年3月31日で任期満了となることに伴い、新たな委員を推薦いたしたく議会の意見を求めるものです。市長の提出事件は以上です。

関矢委員長　　追加予定事件も一緒に説明をお願いできますか。

森山総務課長　　追加予定でございます。追加事件1番、市有地の処分についてであります。これについては、内容が水の郷工業団地へのマルコメ株式会社進出に伴う市有地の売り渡しであります。現在、仮契約を12月上旬に行うことで調整を進めており、定例会初日での提案は日程的に難しいことから、追加議案としてお願いしたいものです。

関矢委員長　　ただいま説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし)なければ、これで質疑を終わります。ただいま説明のあった市長提出事件については、これを受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、市長提出事件については、これを受けることに決定しました。次に、議長受付事件について、説明を求めます。

櫻井議会事務局長　　(資料「平成29年第4回魚沼市議会定例会付議事件一覧(案)」により説明)

関矢委員長　　ただいま説明のあった議長受付事件について質疑はありませんか。

渡辺委員　　8番、9番についてですが、報告を4日に受けるんでしょうが、どのような案件でしょうか。

森山総務課長　　8番、9番の具体的な内容について、説明をさせていただきます。まず、8番の専決処分の報告については、教育委員会の事案でございまして、広神東小学校において草刈作業が原因となった乗用車の窓ガラスが破損した事故について、和解が相手方と成

立したことによる賠償金の支払いについてでございます。次に9番、こちらは農林課の事案です。これは、事件番号1番でも触れましたが、魚沼市有機センターにおける肥料取締法違反により肥料利用者に与えた損害について、和解が相手方と成立したことによる賠償金の支払いについてでございます。

関矢委員長　ほかにありませんか。(なし)なければ、これで質疑を終わります。ただいま説明のあった議長受付事件については、これを受けることとしたいと思っております。ご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、議長受付事件については、これを受けることに決定しました。次に、(2)付議事件の取り扱いについて審議願います。ア、イについて議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長　(資料「平成29年第4回魚沼市議会定例会付議事件一覧(案)」の取り扱い(案)について説明)

関矢委員長　ただいま説明のあった付議事件の取り扱いについて、質疑はありませんか。(なし)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。付議事件の取り扱いについては、議会事務局長の説明のとおりでご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認め、そのように決定しました。次に、ウの急施事件の取り扱いについて議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長　急施事件の取り扱いにつきましては、定例会開催日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取り扱いを決することとし、その他の事件については議長と委員長が協議し、議会運営委員会で取り扱いを決定したいとするものであります。

関矢委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。急施事件の取り扱いについては、定例会開催日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取り扱いを決することとし、その他の事件については、議長、委員長が協議し、議会運営委員会で取り扱いを協議することにご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認め、そのように決定しました。

(2) 閉会中の所管事務調査について

関矢委員長　日程第2、閉会中の所管事務調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長あて申し出をしたいと思っております。ご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査については、議長あて申し出を行うことに決定をいたしました。

(3) その他

関矢委員長　日程第3、その他を議題とします。まず一つ目といたしまして、12月定例会一般質問のエフエム魚沼での放送についてであります。魚沼市議会では、エフエム魚沼で定例会一般質問の放送をしています。放送は、基本的に一般質問を終了した日の2週後の月曜日から、平日の午後2時に行います。1回の放送は、おおむね1時間で、質問者全員を順番に放送していきます。午後7時からは再放送も行っています。また、平日に放送した分を、翌日曜日に総集編として放送します。時間は、午前10時からおおむね4時間です。

予定では、今回の 12 月定例会一般質問は、6 日と 7 日の 2 日間となっていますので、2 週間後の月曜日は 18 日となり、この日の午後 2 時からの放送となり、再放送は、同日の午後 7 時から、総集編は、24 日、日曜日の午前 10 時からです。この場合、総集編は 24 日の 1 日では終了しない可能性がありますので、残りは翌週の日曜日の放送となりますが、今回は大晦日の 31 日となりますので、皆さんにお諮りしたいのですが、このままでよろしいのか、エフエム魚沼との協議をして日にちを変えたほうがいいのか、皆さんと協議をさせていただきます。補足説明を局長に求めます。

櫻井議会事務局長 エフエム魚沼との契約上は、今、委員長が説明したとおりでございます。問題は、総集編の 2 回目の大晦日の放送になるわけですが、エフエム魚沼から契約上、放送日はこうなりますということでお話はいただいております。私どもとしましては、議運の中でお話をさせていただいて、契約上このままでいいのか協議をさせていただいて、放送日を変えることが可能であれば、もう 1 週繰り下げての 7 日にできるのかを協議をさせていただきたいと考えております。ただし、協議結果がそのまま放送変更になるかどうかはお約束できません。エフエム魚沼も番組編成の関係があるということで、一応協議はさせていただきますが、そのとおりになるかどうか約束はできませんというお話でした。協議をしなければこのままになる可能性もありますし、その辺について議運のほうで諮っていただきたく議題とさせていただきました。

関矢委員長 ただいまの説明について質疑はありますか。

佐藤（肇）委員 大晦日でいいか悪いかという話なんでしょうけども、エフエム魚沼の意向としてはどういうことなんですか。できれば変えさせてくれみたいな話が来たということなんでしょう。

櫻井議会事務局長 次長のほうに連絡が来ておりますので、次長から説明させます。

磯部議会事務局長 変えてくれというようなお願いというよりは、契約上 31 日になりますということと、エフエム魚沼も 29 日から 3 日まではお休みだということですが、放送ができないわけではないというようなお話で、どうしますかという協議の状態です。

佐藤（肇）委員 年末年始の休みの中に入るというのも一つなんだろうけど、通常でも日曜日はエフエム魚沼は休みの日でやっているわけで、休みに出してもらって、今まで議会の一般質問を放送してもらっていたんだろということなんで、録音したものを繋げて流すだけなので、そう面倒な話ではないんだろけども、ただ聞く側がどう捉えるかというだけの話じゃないかと思うんで、意見としては、私は特にこだわらないで 31 日にしてもらっていいんじゃないかと思っています。

渡辺委員 どのタイミングでも、聞く方は聞かれますし、聞かない方は聞かないということなので、エフエム魚沼のほうで、31 日でも職員の皆さんがそれほど負担がないのであればいいんですけど、あまりエフエム魚沼に負担をかけてはいけないと思うところがございまして、ですので、どちらかといえば、それをお願いしますというよりは、向こうの意向に沿ってさせていただくほうが、お願いしているこちらの立場とすればいいのではないかと思います。

本田委員 31 日でお願いいたします。

関矢委員長 ほかにありませんか。

大屋委員 総集編の場合は、時間帯としては何時から何時までですか。

関矢委員長 午前 10 時から午後 2 時までです。ほかにありませんか。(なし) なければ、今ほど意見が出ましたけれども、基本は 31 日でお願いをするということで、エフエム魚沼側と協議をした中で、エフエム側が負担があって日にちを変えてくれということであれば協議をさせていただくことでよろしいでしょうか。(異議なし) そのように決定をさせていただきます。本件は以上といたします。

次に、小出特別支援学校によるコーヒーサービスについてであります。本件については、前回の議会運営委員会で諮らせていただき、全員協議会で確認をさせていただいたものであります。ことしも小出特別支援学校高等部の皆様によるコーヒーのサービスを実施いただくものであります。期日は、一般質問の 2 日目、12 月 7 日、木曜日の昼休み及び休憩時間とし、場所は、昨年同様に議長室隣の執行部控え室をお借りすることといたします。当日、執行部の皆様は、控え室として和室をお使いください。議員、執行部の大勢の皆様から参加いただき、特別支援学校の生徒さんたちの喫茶サービス学習の目的が達成されますよう、ご協力をお願いいたします。補足説明があれば、事務局長よりお願いします。

櫻井議会事務局長 留意事項が 1 点ございます。今回おいでいただく生徒さんの中に、写真撮影不許可の生徒さんが数名います。その方がどなたかは教えられていませんので、コーヒーサービスする方々をスマホなどで撮影して SNS にアップするなどは控えていただきたいと思えます。出されるコーヒーだとかお菓子だとかについては問題ありません。なお、マスコミ対応につきましては正副議長で対応いたします。

関矢委員長 ただいまの説明に質疑はございませんか。(なし) ないようですので、本件については以上といたします。当日は、議員各位、執行部の皆様のご協力をよろしく願いいたします。その他協議事項はありませんか。まず、執行部の皆さん。

佐藤市長 ありません。

関矢委員長 委員の皆さんからはありませんか。(なし) ないようですので、これで日程第 3、その他についてを終わります。本日の会議録につきましては委員長に一任を願います。議会運営委員会はこれで閉会します。

閉 会 (10 : 28)